契約者番号	

「座間味偕生園ホームヘルパーステーション」

離島等相当介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービス

重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して離島等相当介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※　当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援１・２」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

改定日：令和７年２月１６日

◇◆目　次◆◇

１．事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２．事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４．当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・・４～６
５．サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・６～７
６．事故発生時について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
７．高齢者虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
８．身体拘束の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
９．サービス提供責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１０．苦情受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

１．事業者

（1）法　人　名：社会福祉法人　偕生会
（2）法人所在地：沖縄県首里石嶺町４丁目３９０番地
（3）電 話 番 号：０９８－８８６－２８４４（代表）
（4）代表者氏名：理事長　安里 政晃
（5）設立年月日：昭和４７年5月９日

２．事業所の概要

（1）事業所の種類　離島等相当介護予防・日常生活総合事業・訪問型サービス
平成２４年１０月１日　沖縄県第４７９９９１００２３号

（2）事業の目的　離島等相当介護予防訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

（3）事業所の名称　座間味偕生園　ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ　（座間味）
座間味偕生園　ｻﾃﾗｲﾄﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ　（阿嘉）

（4）事業所の所在地　沖縄県島尻座間味村字座間味西原４３４－１０（座間味）
沖縄県島尻郡座間味村字阿嘉８９番地（阿嘉）

（5）電話番号　０９８－９８７－３５６０　（座間味）
０９８－９８７－３３２１　（阿　嘉）

（6）管理者　氏名　宮平　三枝子

（7）運営方針
① 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。
② 利用者の人間性、自主性を重んじ、利用者一人ひとりに沿った介護サービスの提供を行ってまいります。また、地域に施設機能を開放することにより常に地域と交流の場を設け、地域社会と偕に生きることを目的とします。

（8）開設年月日　平成２４年１０月１日

（9）通常の事業の実施地域
座間味島

(10) 営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日～金曜日（年末年始・天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く）	
営　業　時　間	受付時間	８：３０～１７：３０
	ヘルパーの稼働時間	月曜日～金曜日　８：００～１８：００ 土曜日・日曜日・祝日　８：００～１８：００

３．職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して離島等相当介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職　　種	座間味	阿嘉	職務の内容
１．事業所長（管理者）	１名以上		従業員及び業務の管理
２．サービス提供責任者	１名以上		利用の申込に係る調整及び技術指導・介護予防・総合事業計画の作成
３．訪問介護員	１名以上	１名以上	訪問介護サービスの提供

４．当該事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（1）利用料金が介護保険から給付される場合
（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

がございます。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○　**身体介護**
入浴・排せつ・食事の介護を行います。

○　**生活援助**
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

※上記のサービスは、例えば契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆　サービス実施頻度は、介護予防サービス計画書（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置付けられ、１週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービス計画において具体的な実施日、１回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	１週間あたりのサービス提供回数
Ⅰ	おおむね１回
Ⅱ	おおむね２回
Ⅲ	おおむね３回以上

☆　ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業・訪

問型サービス計画に定められます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画書に位置づけられた目標の達成度を踏まえ必要に応じて変更することがあります。

☆　契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービス計画に定めた実施計画、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画書の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

①　身体介護

○　入浴介助

・入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などを行います。

○　排せつ介助

・排せつの介助、おむつ交換を行います。

○　食事介助

・食事の介助を行います。

○　体位変換

・体位の変換を行います。

○　その他の身体介護

②　生活援助

☆　介護予防訪問介護サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。

☆　そのため、下記のサービスは、例えば契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用する事ができるような方法によって行います。

○　調理

・ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行えません。）

○　洗濯

・ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行えません。）

○　掃除

・ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行えません）

○　買い物

・ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

○　その他必要な生活援助

③　相談・助言

○　生活、身上、介護に関する相談助言を行います。

・その他、必要な相談・助言を行います。

〈利用料金〉

☆　利用料金は１ヵ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画書において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆　契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービス計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額は行う

ことが出来ません。

支給区分	Ⅰ （おおむね週１回）	Ⅱ （おおむね週２回）	Ⅲ （おおむね週３回以上）
１．利用料金	１１，７６０円	２３，４９０円	３７，２７０円
２．うち、介護保険から給付される額(9割の場合)	１０，５８４円	２１，１４１円	３３，５４３円
３．サービス利用にかかる給付される額（1－2）(1割負担場合)	１，１７６円	２，３４９円	３，７２７円
特別地域訪問加算	利用料金に15%を乗じた単位数		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	利用単位数に22.4%を乗じた単位数		

＊特別地域訪問加算(身体介護・生活介護の単位数(利用料金)に15%を乗じた単位数)

介護サービスの確保が著しく困難であると認められる地域などにおいて、介護サービスの確保に貢献している事業所を評価するための加算となります。

＊介護職員等処遇改善加算Ⅱ　(利用単位数(利用料金)に22.4%を乗じた単位数)

従事する介護職員の賃金改善を目的として加算されます。

＊月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

一　月途中に要介護から要支援に変更となった場合

二　月途中に要支援から要介護に変更となった場合

三　同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

＊　月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

＊　初回加算として2,000円／月分を加算いたします。

＊　ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

＊　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①　介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②　複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要と

する場合には、実費をご負担いただきます。

☆　経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヵ月前までにご説明します。

（3）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（4）利用料金のお支払方法（契約書第７条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。

ア．窓口での現金支払
イ．下記指定口座への振込
　　社会福祉法人　偕生会
　　理事長　　安里政晃
　　沖縄銀行　石嶺支店　（普）　１５１４３６２
ウ．金融機関口座からの自動引落し（１回につき１１０円の手数料がかかります）
　　ご利用できる金融機関：各銀行、郵便局、農業協同組合

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第８条参照）

○　利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。

○　サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

５．サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。
ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（2）訪問介護員の交替（契約書第５条参照）

①　ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②　事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。
訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（3）サービス実施時の留意事項（契約書第６条参照）

①　定められた業務以外の禁止

契約者は「4．当該事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービスの実施に関する指示・命令

介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用の許可を得る場合があります。訪問介護員が緊急時に事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただく場合があります。

（4）サービスの内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（5）訪問介護員の禁止事項（契約書第13条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為
② 契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
③ 契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
⑤ 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

6．事故発生時の対応について

① 代表者は、訪問介護の提供により事故が発生した場合、速やかに契約者の家族に連絡を取ると共に、必要な措置を講ずるものといたします。

② 事業者は、利用者に対する訪問介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとし、その事故状況、採った処置などを記録に残し保管するものとします。

7．高齢者虐待の防止

ご利用者などの人権擁護・虐待防止のためにも、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

（1） 研修などを通じて、すべての職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。

（2） 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努め

（3） 職員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者などの権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

９．身体拘束の禁止

（1)事業者は、「訪問介護サービス」の提供にあたっては、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、利用者本人または他人の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を得た時のみ、その条件と期間内にて必要最小限の範囲で身体拘束等を行うことがあります。

（2)事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとします。

（3)事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ることとします。

（4)身体拘束等の適正化のための指針については、社会福祉法人偕生会身体拘束廃止に関する指針規定に記載の通りとします。

（5)訪問介護員に対して、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的に実施することとします。

１０．サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からの利用申込みに関する調整や介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービスの作成等をはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって、疑問点やご心配な点がもしくはサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ね下さい。

＜サービス提供責任者の業務＞

① 介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービスの利用申込みに関する調整
② 契約者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
③ 介護予防支援事業所等との連携（サービス担当者会議への出席など）
④ 訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
⑤ 訪問介護員の業務の実施状況の把握
⑥ 訪問介護員の業務管理
⑦ 訪問介護員の研修、技術指導
⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務

１１．苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

（1） 当事業所における苦情窓口

【苦情受付窓口】

受付日時：月曜日～金曜日　　８：３０～１７：３０

連 絡 先：０９８－９８７－３５６０

担 当 者：宮平　三枝子

（2）行政機関その他苦情受付機関

座間味村役場 住民課	所 在 地:島尻郡座間味村字座間味 109 連 絡 先:098－896－4045 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝祭日除く）
沖縄県国民健康保険団体連合会	所 在 地：那覇市西 3 丁目 14 番地 18 号 電話番号：098－860－9026（電話・FAX 兼用） 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝祭日除く）
沖縄県介護保険広域連合	所 在 地：読谷村字比謝矼 55 番地　2 階 電話番号：098－911－7502（代表） 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝祭日除く）

令和　　年　　月　　日

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、離島等相当介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住　　所：　座間味村字座間味　　番地

氏　　名：　　印

家族

住　　所：　座間味村字座間味

氏　　名：　　印

離島等相当介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

座間味偕生園　　ホームヘルパーステーション

氏　　名：　　宮平　三枝子　　印

※　この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規程に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．契約締結からサービス提供までの流れ

（1）ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービス計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
(契約書第3条参照)

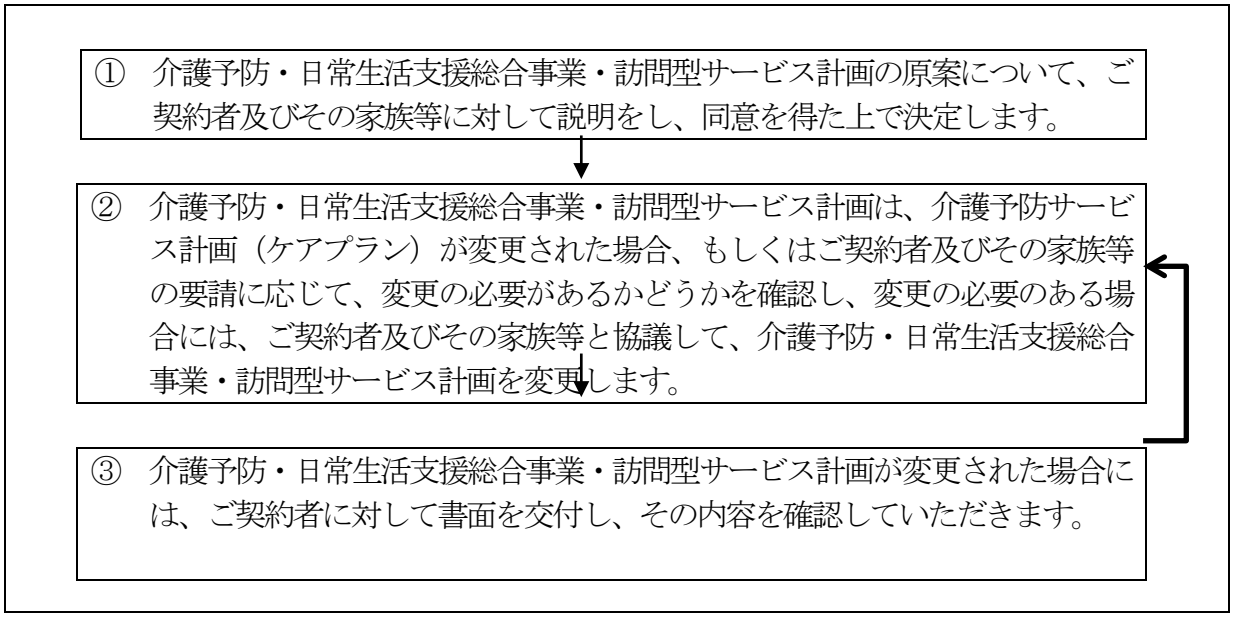

（2） ご契約者に係る「介護予防サービス計画（ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合

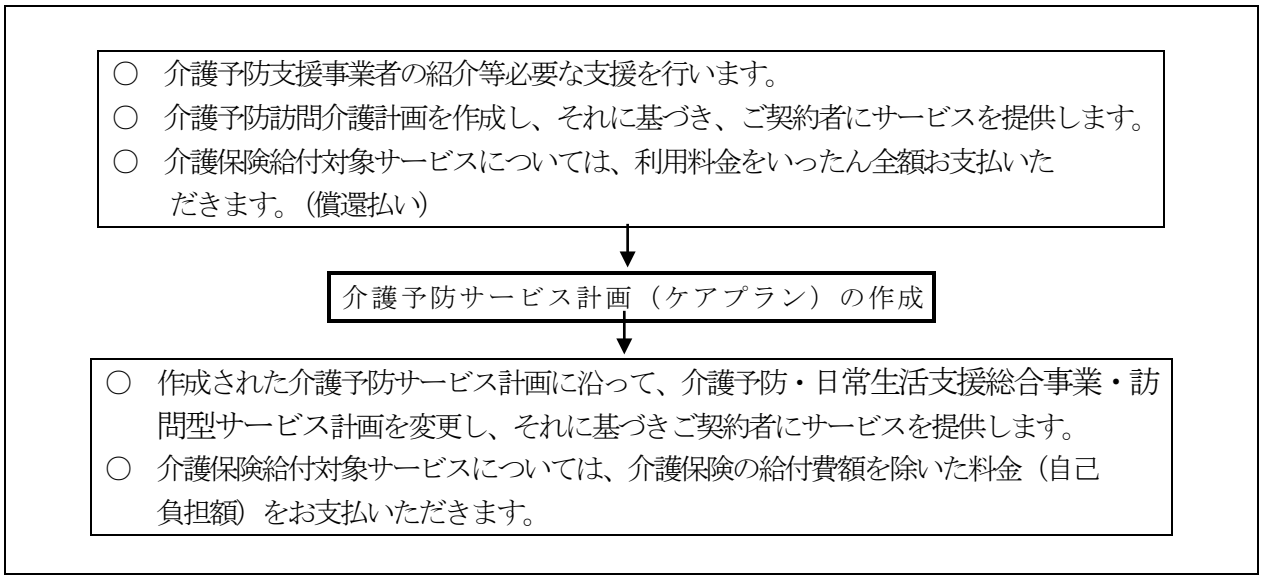

①　要介護認定を受けていない場合

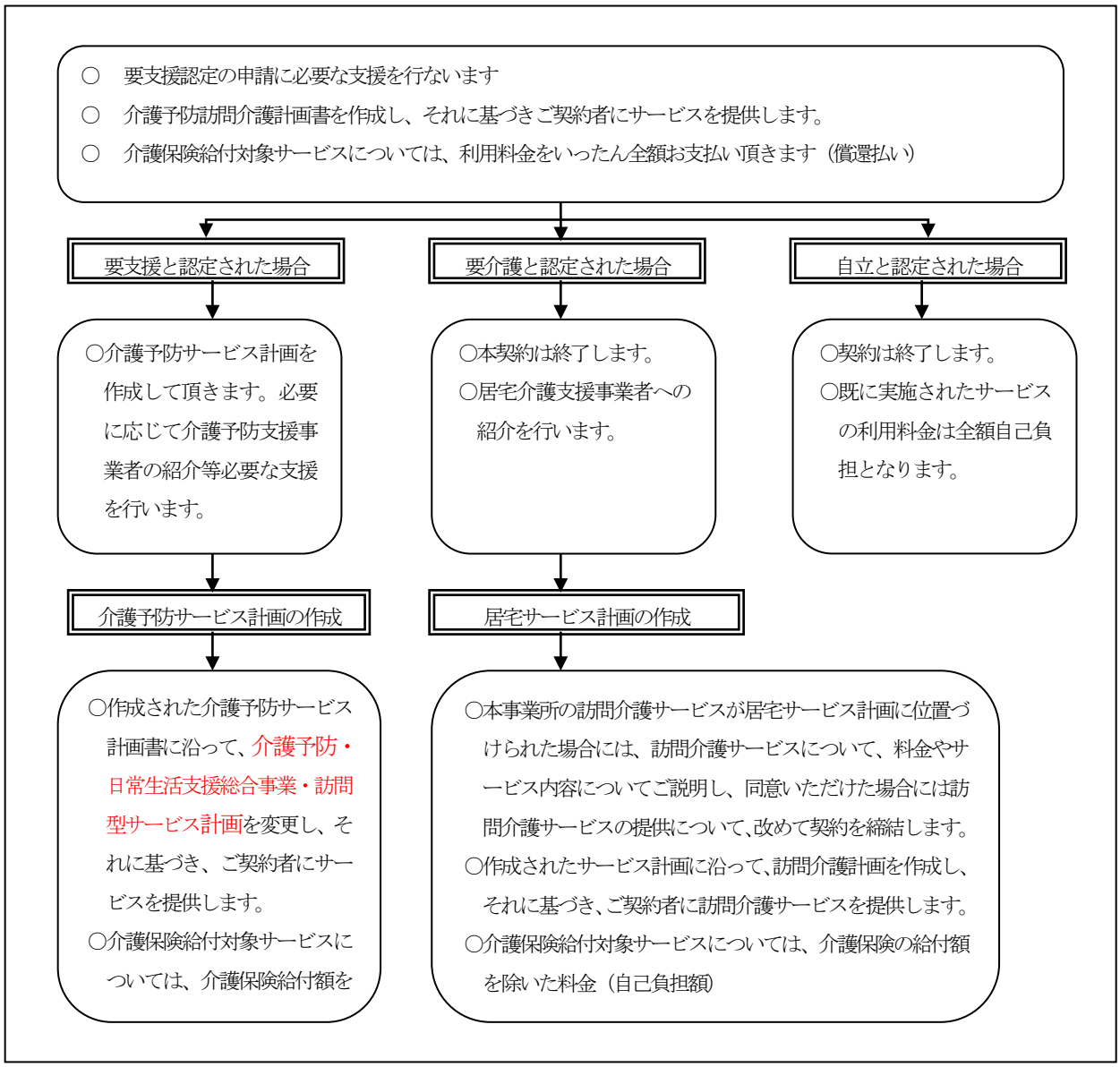

2．サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、契約者又はその家族等から聴取、確認します。
③ サービスの提供時にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
④ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑤ サービス実施時に、契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

⑥　事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービス提供するにあたって知り得た契約者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
・ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。
・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

３．損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

４．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービス利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 17 条参照）

①　契約者が死亡した場合
②　要支援認定又は要介護認定により、契約者の心身の状況が自立又は要介護と判断された場合
③　事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④　施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤　当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥　契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は次ページをご参照下さい。）
⑦　事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は次ページをご参照下さい。）

（1）契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の２日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に解約・解除することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 契約者が入院された場合
③ 契約者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条・第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
② 契約者による、サービス利用料金の支払が３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。